議 案 第 3 号

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提案理由

時間外勤務命令の上限等を定めるため、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、 この案を提出します。 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における 勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。